

俱知安町商店街 空き店舗活用事業補助金

申請の手引き (小売商業店舗として活用の場合)

俱知安町観光商工課商工労働・企業誘致係

(令和5年6月改訂版)

【対象エリア】

次の通りに面しているエリア

- ①駅前通り【駅通り商店街】
- ②国道5号（北1条～北3条）【羊蹄商店街】
- ③国道5号（南1条～南3条）【中央商店街】
- ④国道276号（東1丁目）【東1丁目商店街】

【対象要件】

- ①空き店舗を活用して事業を開始する
※小売商業又はサービス業を営む事業であること
- ②原則として1年以上継続して営業する
⇒ 家賃の補助の場合、事業を開始（事業開始前の準備期間を含む）し、家賃の支払いを開始した後1年経過後に申請できる
- ③原則として中小企業者とし、倶知安商店連合会に加入する者である
- ④当該事業を営む者又は当該店舗の常用従業員（1名以上）が町内に住所を有している
- ⑤町税を滞納していない

【補助対象経費】

上記対象エリアにある「空き店舗※1」を利用して、小売商業又はサービス業を営む店舗等として出店しようとする場合の家賃及び改装費用

- ①家賃の場合：事業開始から12ヶ月分の家賃
- ②改装費用の場合：店舗等として出店するために必要となる改装費用

※1「空き店舗」とは

小売商業又はサービス業の施設として使用されていた店舗、倉庫、事業所又は郵便局、金融機関等の公共的な施設として使用されていた建物

【補助率・補助金額】

- ①家賃の場合：補助対象経費の1／3以内（上限 月額5万円）
- ②改装費用の場合：補助対象経費の1／3以内（上限 50万円）

【申請・交付決定の流れ】

①家賃の場合

- (1) 交付申請： 補助対象となる家賃の支払いが終了した日から1月以内に、交付申請書及び添付書類を町に提出いただきます。
- (2) 交付決定： 要件審査を行った結果、適正であると認められるときは、補助金の交付を決定し、交付します。

②改装費用の場合

- (1) 交付申請： 改装工事を行う前に、交付申請書及び添付書類を町に提出いただきます。
- (2) 交付決定： 要件審査を行った結果、適正であると認められるときは、補助金の交付を決定します。
その後、改装工事を始めていただきます。
- (3) 実績報告： 改装工事を行い、支払いが完了した後、実績報告書及び添付書類を町に提出いただきます。
要件審査を行った結果、適正であると認められるときは、補助金の額を確定し、補助金を交付します。

【申請額の留意事項】

消費税及び地方消費税相当額を控除した額で申請

【申請方法】

（申請書類の入手方法・入手場所）

- ①倶知安町HPより HP右上の検索欄に” 空き店舗” と入力
- ②倶知安町役場観光商工課商工労働係（2階14番窓口）

（申請書類の提出）

①郵送で提出

〒044-0001

倶知安町北1条東3丁目3番地

倶知安町役場観光商工課商工労働係 宛

②窓口に提出

倶知安町役場観光商工課商工労働係（2階14番窓口）

【申請書類】

【共通】

☐	「商店街空き店舗活用事業補助金交付申請書」（別記様式第1号）
☐	「住民票」（役場1階1番窓口で取得）
☐	「町税に滞納のないことの証明」（役場1階6番窓口で取得）
☐	「立地概要図」の写し （※補助対象エリアに立地していることがわかるもの）
☐	「施設平面図」の写し

【家賃の場合】

☐	「賃貸契約書」の写し
☐	「倶知安商店連合会へ加入していることがわかる書類」の写し （※加入同意書または出資金・会費の領収書など）
☐	「家賃領収書（毎月）」の写し（事業開始から12か月分） （※振込の場合は毎月の振込を確認出来る部分の通帳の写し）
☐	「補助金振込先の通帳」の写し （※）カナ名義・口座番号・支店名が確認できる部分

【改装費用の場合】

☐	「賃貸契約書」又は「売買契約書」の写し
☐	改装の「見積書」又は「経費の内訳がわかる書類」の写し
☐	改装承諾書（別記様式第2号） ※賃貸物件の改装の場合

【実績報告書類】（改装費用の場合）

☐	「補助事業等実績報告書」（共通様式第18号）
☐	改装工事に関する領収書又は支払を証明する書類の写し
☐	工事完了前及び完了後の写真
☐	倶知安町商店連合会へ加入していることがわかる書類
☐	住民票の写し（交付申請時に提出していない場合）
☐	「補助金振込先の通帳」の写し （※）カナ名義・口座番号・支店名が確認できる部分